

別記様式第2号（第9条関係）

会 議 の 内 容	
事務局	1. 開会
教育長	2. 委嘱状交付
教育長	3. 教育長あいさつ
事務局 及び 委員	4. 協議事項 ①役員を選出について 古田委員長，久保田副委員長が選出される。 ②杉野東山の書の町指定文化財の指定について（詳細は次のとおり）
事務局	5. 閉会

会 議 の 内 容

議 長

議事進行したいと思います。

前回の審議では内容がよくわからないと、掛軸の書かれている内容がよくわからないので、審議してというよりも審議以前の前段階で終わってしまいました。

しかし、今回は皆様のお手元にありますように、非常に素晴らしい解説書があります。

まず、この解説書を説明いたします。6ページご覧になってください。

掛軸です。まず、写真がありまして、その次にどんなことを書いている漢字をそのまま活字化しています。

そして次に、その活字を通して、色々と読み下しして下さって、そしてこの解説と補足をという形とっています。

非常にこの解説は解説文の手順としては素晴らしいものでありますし、また、内容を読ませていただいて、私たちが成程と思うようなことばかりございました。そういうことで、この解説書が1番の資料ということで審議したいと思います。

その他色々あった場合には、地域の色々な文化を調べていますので、私の方から杉野東山の参考資料、あくまでも参考資料ということで出させていただきました。

	<p>その他ありますが、それでは皆様方、ご意見をいただければと思います。</p> <p>或いはご質問、ご意見を遠慮なくしてください。</p> <p>意見がでましたら皆で協議したいと思います。</p> <p>では、杉野東山の解説資料ですけれども、この解説をしてくださった解説をしてくださった「京都和とじさん」。「和とじさん」の文章解説室の責任者の方。私もインターネットで、この「和とじさん」の評価を見ました。この古文書の解説を専門とする非常に質の高い、歴史や古典文学、地域研究に携わる人々や寺社関係者の中で、堅実な評価をいただいているような方でした。</p> <p>確かに解説書を見ると、流石にかなり勉強してらっしゃるなど評価できます。</p> <p>どうでしょうか。この資料には掛け軸が11点。</p> <p>それから12と13はおそらく和室の欄間に掛けて飾るために仕立てられた横長の扁額でしょう。</p> <p>何かこれについて、補足や質問がありましたら、お願いします。</p>
委員	<p>質問ではありません。非常に素晴らしい資料です。この資料はこの協議会だけで終わらせるのは勿体無いと感じますので、『広報とね』で町民に知らせるよう事務局にお願いします。</p>

	<p>私でしたら、この写真とこの解説文を掲載してみた方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>文化財の方は、この会議で建議されましたら、6月の教育委員会の定例会の方に答申いたしまして、告示されましたら、事務局の方で告示と町公式ホームページに掲載して一般町民の方にお知らせするような形で対応を考えております。</p>
議長	<p>そのとおりですね。利根町文化財保護条例第3条では、</p> <p>「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のためにたいせつに保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用につとめなければならない。」</p> <p>という条文もございますので、是非町民の皆さんに知らせていただいて、且つおそらく町の『広報とね』にも、掲載してください。貴重なご意見ありがとうございました。</p>
委員	<p>あと年代がわからないような物があるのですが、年代がわかるような場合には、説明にその時代背景も書いてもらえるといいです。</p> <p>天保年間には世の中が大きく動いた訳ですから、天保の大飢饉、大塩平八</p>

	<p>郎の乱，天保の改革等がありました。</p> <p>そのような時代背景を掲載するといいいでしょう。</p>
<p>議 長</p>	<p>そのとおりですね。その時代の文化，様子も掲載するといいいでしょう。</p> <p>また，文人として何を書きたかったかも必要でしょう。</p>
<p>委 員</p>	<p>そうですね。哲学的な考えもありながら書いた形跡がみられますから。</p> <p>その部分も入れると読者のためになるでしょう。</p>
<p>議 長</p>	<p>『広報とね』に掲載する場合は，わかりやすく町民の皆さんにお知らせしてください。</p> <p>私たちの委員のように研究しているわけじゃないので，やっぱり興味を持てるように，時代背景等も加味しながら掲載してください。</p>
<p>委 員</p>	<p>それと6点目の「魚帆」ですが，「フグ」ではなく，「シャケ」だと思います。</p> <p>解説書には「フグではないかと思われます」と書いていますが，「魚」と思われる字の下部分が「丸，丸」となっていて，これは「土，土」とも見るができます。</p>

	<p>そうしますと『利根川図志』を参考にすると「シャケ」と解釈するのが自然かと。</p> <p>「シャケ」と「フグ」について調べていくと、そもそも中国には「鮭」という漢字がなくて、「土二つ」の漢字「鮭」が、右側の「圭」という字は膨らむという意味をもっています。</p> <p>そこで、フグの意味を含むようになり、日本に来た時に「鮭」になり、そのような流れで、「シャケ」と意味するのではないのでしょうか。</p>
議 長	<p>これは、なかなか地元、利根川の様子がわかってないと解釈がなかなか難しいところでしょうね。『利根川図志』の中に「鮭」と書いて、「フグ」と読んで、これを食べてもよいと。それで食べた人がいるようで、お医者さんは「違う。違う。その漢字はシャケなのだよ」という話があったと書いてあります。そういう意味でもやはり、本当にこの土地にあった額であると思います。</p>
委 員	<p>結構、人によって読み方、解釈が違ったりすることもあると思うので、この解説書ではフグとして、いろんなコメントを見た人に言ってもらえればと思います。</p>

事務局	そうしましたら、事務局が素案を作り、第2回審議会がありましたら、その時に委員の先生方にご覧いただく方がいいですね。
委員	その方がいいでしょう。
事務局	基本的に文化財保護審議会は年2回開催することができます。広報については第2回に審議しましょう。
議長	他の委員はどうでしょうか。
委員	字体ですね。これは何の書体に当たるか。定型的な書体に引っ張られず書いてありますね。江戸時代後期ですので、自分の書体を使っている形跡が見られますね。 この作品は、元々は何の書体にあたるとか、杉野東山が修練の結果にこう書いたとそういう説明が必要になると思います。 議長が、言ったようにわかりやすく説明するにも繋がると思います。 それと4の掛軸。注積の方です。「匆」の文字。窓の意味をもつとありますが、知らない人がみると意味がわからないと思います。 この文字はこう読む、あの文字はこう読むと分けてあげるべきです。

議長	<p>説明する時にという意味ですよね。</p> <p>これ、もう指定することを前提にした話になっています。</p> <p>委員は注釈の説明について、そういうことも色々考えたほうがいいと言 うことですね。はい。ありがとうございます。他の方はどうですか。</p>
委員	<p>委員になってから初めて指定することについて協議しているので、他の 委員の意見を参考にして私は決めていきたいと思います。</p>
議長	<p>皆さんから一通りお話をもらいましたが、言い足りない方はいらっしゃ いますか。</p>
委員	<p>指定の仕方はどのような形にするのですか。</p> <p>町指定の文化財は扁額を2つ指定していますよね。今回、「杉野東山の 書」で申請していますが、どのような形にするのですか。</p> <p>例えば、「吉浜家文書」というような形で、文書に全部を指定した事例 もありました。</p>
事務局	<p>はい。これは全部の解説が終わっているので、集合体として文化財にし</p>

<p>議 長</p>	<p>ます。</p> <p>はい。利根町文化財保護条例の第2条にこういう言葉がございます。</p> <p>でこの条例で「文化財」とは、次の各号に掲げるものをいう。1 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他有形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなして、その価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)とありますので、有形文化財という形でいいと思います。</p> <p>どうでしょうか。有形と無形がありまして、条文の解釈になりますが、委員の皆さんはどう思いますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>当然、有形文化財になる。</p> <p>名前の付け方ですが、杉野東山の掛軸等ではおかしいと思います。石碑もありますので。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>いいえ。今回は、申請書に挙げたもののみを審議しているので、石碑については対象となりません。今日審議会に挙げているものは、掛軸と扁額です。</p>

議 長	委員のおっしゃったことについては、後で私の方から話そうと思っていました。
事 務 局	資料をご覧いただきたいのですが、今回は「杉野東山の書」という集合体で申請を出させていただいた。
委 員	それならば、町に点在している物については、また追加で申請することになるのですか。
事 務 局	地権者、所有者の同意があれば、そうです。
委 員	そうしたら、追加があると思うので「書」ではなくて、「群」の方がいいでしょう。
委 員	申請の流れとしては、申請のあったもののみを審議して教育委員会で指定する流れです。今回の掛軸は所有者が教育委員会なので申請できましたが、他の石碑等は、地権者の同意の上、申請する流れとなります。
議 長	利根町文化財保護条例第4条に教育委員会はあらかじめ指定しようとする

	<p>る有形文化財の所有者または権限に基づく占有者の同意を得なければならぬ。そういった条文がありますので、本当は指定したいのですが、手順を踏んでないといけません。</p> <p>今、ご審議いただき、資料も十分ご覧いただきまして、表決に移りたいと思うのですが、よろしいですか。</p>
教育長	<p>はい。議長。</p> <p>今日の資料で委員長が作っていただいた参考資料がありますね。これについては表決の前に委員長からご説明をお願いしたい。</p>
議長	<p>はい。まず、今日の資料の要請をまとめたものでございます。</p> <p>資料1、これは『下総諸家小伝』という天保年間に女貞園が書いた本の中で、この利根川流域の主な文化人。それを俳句とか書とか刀剣鑑定とかそういう多岐にわたる人物を、それを50音順に100名書いたものです。</p> <p>ですから、この地域の文化人を表して、その中に杉野東山が、そこに書いてあるとおり、記載されておりました。</p> <p>杉野東山は、「杉野利恭。字は原父、東山と号す。又、耕硯堂の号あり。書をよくす、八躰を得たり」と記載されております。</p>

	<p>その下にある8つの書、メインは篆書、隸書、草書、行書、楷書で、今の私達には草書、行書、楷書については、身近にあると思います。</p> <p>篆書とは印鑑ですね。平たく言えば。なかなか日常では使わないですけど。</p> <p>そういうのも色々研究している人物がいるようなことを書いてあります。</p> <p>資料2資料には、扁額で上は(1)の杉野東山の金刀比神社、下は(2)の泉光寺の扁額。この2つは町の文化財に指定されています。</p> <p>ところが、先ほど委員の方々からお話があるように、(3)の徳満寺の地藏堂。これについては、左下で「東山杉野篆書」とある。にもかかわらず、指定されてない。以下同じように応順寺扁額、如法院不動堂謹拝に中宿女人講中。それも未指定であるということです。</p> <p>他の委員の先生方から出ている通り、とりあえず書の方、つまり掛軸、額の方が決定しましたら、それ以外を喫緊の課題として皆さんにお諮りすると思います。いいですか。</p>
委員	はい。
議長	それから次のホームページですけれども、これは杉野東山のこれは早尾

の天神社にタヌポンさんがしっかりと書いてくれましたので、私も見つけやすかったです。

それから、これは曰くがありまして、ここに有名な方が来たということです。これはここにあったらいいなど。天神さんの祭りについてこう言うことで礼賛したほうがいい。こんなものがあつたらいいなっていうことで、どうも置いたかと思われまます。

ですから、意外と自分の崇拜する部分、その部分をちゃんときちっと書いたのか。それからあと（２）にこれは浅間神社の階段上っていくとちょうど正面のところにある。なお、開山は杉野東山とされています。これはタヌポンさんが調べてあります。それから、（３）は琴平神社の空居心経碑。これは大変興味深いことなのですが、神社の中に般若心経があつて、明治維新廃仏毀釈で捨てられてもおかしくないわけですが、残っている。あと、裏面の罅が入っているのは東日本大震災の時に割れてしまつて繋げたというような事を聞いておりますまして、地元大切なものとして保管してきました。

しかも、これを書いた心経というお坊さんなのですが、このお坊さんの作品は下仁田町の文化財として同じようなものが指定されているのです。

町の文化財、しかも利根町のものは、この裏に古田月船の名前まであり

ます。それから、当時のこの地区の文化を支えてきた人物の名前もいっぱい載っている。

ということで、非常に重要と思います。それからの不動堂の石塔もあります。

資料3は、これは利根町ではないので、これを出した理由は他の市町村でも、杉野東山は頼まれて、色々書いており、広く文化人、書の達人として、また芸術的価値を地域の人も認めてお願いしている。

特に(1)の丸山観音堂は、これについては『利根川図志』も載っている。杉野東山の名前は出てないけれども、京都の人とどう繋がっているのだとか、そういうような歌の説明なのですが、そこにしっかりと杉野東山が書いている。

この書体の一文を拡大してみたのですが、そんなことで書いていますってことです。

次のページでございますが、次のページに漢文にて恭書を作成してあること。

その次のページには源三位頼政墳墓について書いてあります。

私が現場に赴いた時に、住職さんがいらっしゃいました。地域の人が作成した書類をいただいたら、やはり杉野東山が書いているとわかりました。

議 長	<p>(3)は大森鳥神社の手水石について、(4)は、印西の毘沙門天参詣額についての説明です。印西市では私が見つけたのはこれだけです。</p> <p>また、取手市も龍ヶ崎市もなかった。</p>
委 員	<p>もしかしたら、費用の面で当時の取手、龍ヶ崎はなかったのかもしれませんが。</p> <p>利根は布川商人がいて、裕福だったから書家に依頼できて作品を残せた。</p> <p>そういった差で、作品の量の差があるのかもしれませんが。</p>
議 長	<p>次に見つかったら、町内で見つかったら私達は文化財にできるのですけど。何か企画展などをやることになったら、そういう意味で探す必要もあるのかなど。</p> <p>もちろん企画展はきちっと計画しないと。私たちも、第1回目で読めない状態で審議したぐらいですから。</p> <p>ましてや、興味のない人に興味を持ってもらうためには、色々比較しないといけないと思って、こういうのも出しました。</p> <p>最後になります資料4です。これはもう皆さんご存じの通り杉野東山の碑です。</p>

	<p>チャットGPTとかジェミニには便利です。活字を読ませると、ちゃんと解読する。両方見比べて、タヌポンさんの文と見比べてどれがいいか判断しました。</p> <p>そういう意味でも、これらはいくまでも参考資料ですので、よろしくお願いいたします。</p> <p>では採決に入ります。文化財として掛軸11点と横長の扁額を利根町の有形文化財として指定よろしいでしょうか。挙手願います。</p>
委員	<p>全員挙手</p>
議長	<p>はい。全員の委員が挙手いただきました。賛同がございましたので、審議会としては、教育委員会に対して相応しいと答申したいと思います。</p> <p>事務局の方でよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>さて、今後の課題について話します。</p> <p>先ほどから委員の皆さんからその他のものはどうするという話がございました。</p> <p>全部一括事案にして指定する案もありました。</p>

	<p>事務局としてのお考えはございますか。まだ指定されていないお寺さんとか。</p> <p>これについて、きちっと取り扱いを考えておかないと。</p> <p>管理者から了承が得られれば、扁額については、次回の会議でかけることが可能だろう。</p>
事務局	<p>申請書があって、所有者の同意書があれば、文化財の方に向けかけられる。</p>
委員	<p>申請書を待っていたら、先に進まないですよ。声掛けしていかないと申請しない。</p>
議長	<p>委員のおっしゃるとおりです。審議会で審議したところ、杉野東山の扁額が指定され、これも指定してよろしいでしょうかと声かけしてください。</p>
委員	<p>よろしいですか。</p>
議長	<p>はい。</p>

委員	<p>まず一点。町の文化指定文化財一覧の殆どが、杉野東山のものばかりになると、その均衡性がおかしくなってしまう。</p> <p>次に、文化財が所有者の負担になっている問題。指定した後に、管理費用がかかってしまう。</p> <p>委員長がおっしゃった同意が必要だということで、同意をもらうときに所有者に対して、善管注意義務があるということを説明してください。</p> <p>今迄は指定後に、所有者から文化財の修理代を払うしかないのだと苦情がきてしまう。</p> <p>特に扁額は薄くなって修繕費がかかってしまう。そのため、今はどんな書だったのか写真で保存しておくのも良いでしょう。</p>
議長	<p>修理の話が出てきました。</p> <p>まず、所有者に指定したらもう弄ってはだめですと言わずに、所有者もしくは占有者が指定を外してください。というふうに言ってきた場合は、審議委員会でそれをだめだとは言えないので、指定を取り消しということもできます。</p> <p>指定し続けるってことは絶対ないです。こうした意見を否定はできない。説得はできるけど。最終的には所有者の決定。それで決まってくるので。</p>

	<p>それから、もう1つ費用については、利根町文化財保護条例第16条に、町指定有形文化財の管理または修理につき、費用を要し、所有者または管理団体がその負担に耐えない場合、その他特別の事情がある場合には、町はその経費の一部を充てるため、経費の一部です。当該所有者または管理団体に対し、予算の範囲内で、補助金を交付することができる。と書いてあります。やはり、この条文とおりにいかないとならない。</p>
<p>委員</p>	<p>予算の範囲内なので、予算要求が却下されれば交付できないです。必ずしも全額補助する訳ではないです。</p>
<p>事務局</p>	<p>交付の上限は、200万円です。200万円で2分の1まで補助だったので、ということは、残りの2分の1について、その所有者が負担することになります。</p>
<p>議長</p>	<p>それは検討課題ですね。ただ、あくまでも条文では、経費の一部に充てられるが、予算の範囲内という言葉がありますので、担当者だけではなくて、町全体の予算配当の中での問題になってきますので、もらえるはずですね。</p> <p>こういうふうに充てられるか。だから財政課の方でどの辺まで認めるか</p>

という問題も絡んできて、他のところとの関連もありますので難しいのですが。

とにかく、教育委員会は予め指定しようとする有形文化財の所有者または権限に基づく占有者の同意ということで、教育委員会はというふうに書いてありますので、我々審議会委員も教育委員会に委嘱されて審議しているわけですから、皆さんの中からそういう点が出ているので、指定して良いかどうか聞くぐらいはやっていくしかない。所有者からダメと言われれば、仕方ないですがね。

勿論、その指定されたところの人間が、一番困っていた。そういうものに指定されたら、どうすんだ。ずっと指定したままで俺達が処分できないのかということもよく聞きます。

利用者の意思を尊重する第一に尊重しますということを伝えておけば、指定されたから、教育委員会の指示を聞くしかないのだなんていうこともないのかな。もうやむを得ない事情があれば、考慮していかないと。

指定される側としても、これをそのまま管理していくしかないのだなっという形で荷が重くなってしまう。

文化財を皆さんに知っていただくということがなくなっている。勿論、プライベートなこと、個人情報に関するものが書かれているようなものであれば、指定はできないと思うのです。家系図だね。有名な歴史上の

	<p>人物のように公表されていれば良いと思いますが。色々話題が広がってしまうのですけども、とにかく矛盾を、指定したので、扁額は扁額で、神社仏閣毎に指定する。或いは今度石碑この辺の指定まではする。というところまではやっていいのかなという感じも委員の皆さんから意見を聞くとそう思います。どうでしょう、皆さん。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。当然、杉野東山がこの地域の利根町で活躍した文化人でいいかもしれない。ある程度、杉野東山に関わる資料っていうのは保存していく方がいいのかなと思う。</p> <p>お寺が多いと思う。指定してもいいよとか指定してくださいっていうのが、住職がいて、その後ろには檀家もいると思う。</p> <p>檀家が杉野東山について見識がやっぱりまだ薄いところが結構問題なのかと思います。逆に檀家さんから住職に指定されるよう促すように認識をちょっと広げるところが重要だ。</p>
<p>委員</p>	<p>小林一茶の企画展をした時に、学校教育課が俳句を取り入れて今も続いている。</p> <p>書道も何か学校教育に絡めて実施できないか。そこで地元の書家、杉野東山を教えるでもいいかと考える。</p>

議長	<p>色々な意味で、町の将来を担う子供たちに、町の文化の素晴らしさを教えてもらうことは非常に重要だと思います。</p> <p>平行して大人の方々にも知っていただくというのも、意外と町民の皆さんは知らないものが多いようですね。</p> <p>だからもっと積極的に発信できればといいのだけど。</p> <p>何かご意見かありますか。</p>
委員	<p>先ほど出ましたその修理代の予算額は、今年予算に載っていますか。</p>
事務局	<p>それは、申請が来てから予算計上するような形です。</p>
委員	<p>内規で上限を決めたのでしょうか。200万円に。</p>
委員	<p>したがって、申請するとなると、2年ぐらいかかりますよね。</p>
事務局	<p>説明は事前に、役場の方に申請していただくような形になります。</p>
委員	<p>補正でとのおすためには1円でも予算計上しなければならない。</p>

事務局	<p>新規で取るっていうのは、できないでしょう。</p> <p>所有者の方に出す場合には、補助金の方でお出しするような形になるのですが、予算項目がなくても、緊急性があることが、議会で判断されれば、補正での予算がつくと思います。</p> <p>補助金でお出しするので、予算は後からつくとしても、その修繕はその所有者の方が予めしておいて、このぐらいかかったので、補助申請を上げてもらうことになります。</p>
委員	<p>上手くいきますか。最初から全額払ってというのは。</p>
事務局	<p>ただ全額はでないで、どのぐらい修繕費が使っているのかというところはありますが、そういう話は事前に当初予算編成に間に合う時期であれば、次年度の予算に計上しますし、緊急性があるってことであれば、その年度中に補正をとります。</p>
委員	<p>なるべく早くとることが必要なので、予算項目をすでにとっておいて、1年でも2年でもいいですから、その方が補正予算はつきやすい。</p>

事務局	<p>いいえ。項目が載っているから補正がつきやすい、項目がないからつき難いという訳ではないです。ですので、1円だけ項目の名前に載せておく必要はないです。</p>
委員	<p>そういう流れなら仕方ないですね。</p> <p>今まで出ていました民間の方が持っているものは、なるべく杉野東山のならば、どんどん指定していく。まず応順寺からね。</p>
事務局	<p>はい。所有者がはっきりしているので。そういったところは、お願いに行きます。</p>
議長	<p>琴平神社の碑は、氏子さんたちの承諾を得られればいいらしいですね。</p> <p>私も調べた範囲なのですが。所有者の方の個人特定は、できないけれども。</p> <p>なかなか指定に関するお金の問題で、後々の問題になるが今で考えるとなかなか難しいことがあるわけです。</p> <p>まず、篆額ならば、なんかも、あと二、三十年でも持つ。地震火事はわからないですけどね。</p> <p>それから石碑については、今まである程度持ってきたので今後も持つだ</p>

委員	<p>ろう。</p> <p>資料館の布川神社大例祭の登り旗も、杉野東山だ。</p>
議長	<p>指定していきますか。寄付という形になっているのですよね。</p> <p>今日の結論として杉野東山関係で、今、矛盾が生じる。なぜこれを指定して、あれを指定しないのというふうに聞かれたときに返事ができなくなってしまう。</p> <p>今後の課題ですけど、神社仏閣のまだ指定していない扁額について、まず指定していいか神社に聞いてから次回で審議をかけるということになります。</p> <p>杉野東山の石碑問題については、どうしますか。琴平神社等。</p>
委員	<p>それは、般若心経も書かれ、杉野東山と関係なくとも歴史的価値があるから、指定して問題ないと考えます。</p>
議長	<p>管理者に指定することから聞くと、どういうふうにご扱えばいいか聞かれるので、まず安心させることができる。指定することはこういう意味で、占有者が何か取り下げたいという話になれば、例えば審議会にか</p>

	<p>けて取り下げますので、あくまでもメインは、占有者の意思です。</p> <p>それから、般若心経については、貴重性を証明しながら、まずは教育委員会に、指定申請を出す。それは誰が誰でもいいわけですよ。町民であればね。</p>
委員	<p>氏子総代がやらないと。</p>
議長	<p>氏子総代を支援しないといけないか。指定してくれって言っても、どういう価値があるのかというところで、理解してくださってから申請する。</p>
議長	<p>申請のお手伝いもする。個人としては申請したい人は自分たちで調べて出しますが。</p>
委員	<p>杉野東山の凄さが一般の人にはわかりづらい。江戸時代の文化人って書道が上手ですよ。今と比較できないぐらい。</p> <p>杉野東山が価値あるのだっていうことを町民に知ってもらい、他の作品も指定してほしい。</p>
議長	<p>そうですね。申請ができれば、受付けてこの審議会にかけるという流れを</p>

	<p>とりたいと思います。</p> <p>ぜひ、申請してくれるように、それぞれの神社、氏子さんに話をする。</p> <p>先ほど委員の皆さんからもありましたが、広く町民の皆さんに書の素晴らしさを知らせる。</p> <p>何か提案ありましたら、次回の審議前に皆さんから、事前に送っていただいてと思います。事務局の方は、神社、お寺に申請の件をお話する。</p> <p>あと、広く町民の皆さんに杉野東山の素晴らしさについて知っていただくように、文化財の活用も含めて、広報等の諸手段で行うようよろしくお願いします。</p>
委 員	石碑は拓本をとってありますか。
議 長	あと、企画展の予算は、計上してありますか。
事 務 局	当初予算ではないです。
議 長	企画展はどこの課でやりますか。資料館か生涯学習課か。
事 務 局	文化財を所管している生涯学習課になります。委員の意見を反映させて

	実施できれば良いと考えます。
委 員	図書館の保存書庫にあるはず。
委 員	拓本クラブが拓本を取り終ってから、解散しました。
議 長	今は、企画展の予算はとっていますか。
事務局	いいえ、とっておりません。開催する年に予算を計上しています。
議 長	はい。最後に本日の結論としては、利根町の文化財として掛軸11点と扁額の2点を指定することになりました。 協議事項が終わりましたので、議長役を退任させていただきます。どうもありがとうございました。
事務局	委員長、進行ありがとうございました。今回の決定については、教育委員会定例会に答申します。以上をもちまして協議事項が全て審議されましたので、令和8年度第1回利根町文化財審議会を閉会します。 委員の皆様におかれましては、審議ありがとうございました。

